

かかみがはらSDGsパートナー登録制度

Q&A集

(令和4年4月1日現在)



各務原市

Q. かかみがはらSDGsパートナー登録制度とは、どのような制度ですか。

SDGs（平成27年9月に国際連合で採択された持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みを推進するため、各務原市内においてSDGsの普及啓発等の活動を実施する企業、団体等を「かかみがはらSDGsパートナー」として登録する制度です。

Q. かかみがはらSDGsパートナー登録制度が、どのようにSDGsに貢献するのですか。

SDGsの達成のためには、より多くのステークホルダーが連携・協力して取り組んでいく必要があります。本制度の登録企業、団体等が、市が交付する登録証をその事業所等に掲示したり、市オリジナルロゴマークをインターネット上に掲載したりすることで、SDGsがより多くの市民の目に触れることとなり、SDGsに対する関心をより一層高めるきっかけになることが期待されます。

Q. 登録すると、どのようなメリットがありますか。

- ① 市から登録証を交付します。
- ② 市オリジナルロゴマークを活用したPRが可能となります。
- ③ 市のウェブサイトにて、登録企業、団体等の取組みを掲載し、対外的にPRします。
- ④ 登録企業、団体等の交流会を開催します。
- ⑤ 「清流の国ぎふSDGs推進ネットワーク」のリーディング会員である東京海上日動火災保険株式会社による活動支援（SDGs診断等）が受けられます。

Q. 登録してSDGsを推進することで期待される効果は、どんなことが考えられますか。

登録することで、次のような効果が見込めると考えています。

- 企業、団体等のイメージ向上
- 企業の経営方針や団体等の運営方針の明確化
- 従業員・職員等のモチベーションアップ
- 業種や業界等の垣根を越えた様々なステークホルダーとの連携強化

Q. パートナーに登録すれば「SDGs達成に向けた取組みをしている」ことになりますか。

本制度は、登録企業、団体等には、市から登録証を交付しますが、市が登録企業、団体等のSDGsの取組みを社会的に証明・保証するものではありません。

SDGsの取組みを実施し、その取組みを発信している企業、団体等が多様なステークホルダーと連携して、SDGsの認知度向上や、SDGsに資する新たなビジネス機会の創出等につなげ、市を挙げてSDGsの達成をめざすためのものです。

Q. パートナーになれば、例えば、提供するサービスや商品に対して市から一定の認証等が与えられたものと認識してよいですか。

登録要件を満たす企業、団体等には、市から登録証を発行しますが、市がそのサービスや商品の品質等を保証するものではありません。

Q. かかみがはらSDGsパートナーはいつ募集していますか。

初回登録募集期間は、令和4年4月1日（金）～5月31日（火）です。それ以降は、随時募集を行っています。

詳細は、市ウェブサイトに掲載しています。

Q. パートナーに登録できるのは、どのような企業、団体ですか。

本制度の対象は、SDGsの普及啓発やSDGsの達成に向けた取組みを行っている、又は行う意欲がある企業、団体等です。

企業、団体等とは、各務原市内に事務所等を置く企業のほか、教育機関、学校法人、特定非営利活動法人、個人事業主等が対象となります。

ただし、法令等に違反していたり、暴力団等と密接な関係を有していたりする企業、団体等は対象外となります。

Q. 法人格を有していない任意団体は、登録の対象になりますか。

法人格の有無に関係なく、登録の対象になります。

登録申請書には、団体としての取組内容を記載してください。

Q. 個人は、登録の対象になりますか。

本制度は、企業、団体等の事業活動等を通じて、より幅広く効果的にSDGsの普及促進を展開していくことを目的としており、個人の取組みは大変重要ではありますが、本制度では対象にしておりません。

Q. 各務原市外の企業や団体は登録できますか。

市内の企業、団体等を対象にしており、市外の企業、団体等は登録しておりません。

Q. 市内に複数の支店・営業所・工場等がある場合、申請はどうすればいいですか。

本制度では、同じ組織であっても、事業所ごとに取組みを見える化するとともに、登録後、市から配信する情報や連絡を、事業所等が確実に受け取れる体制を構築するため、それぞれの事業所等ごとの申請を推奨しています。

ただし、全ての事業所等において統一的な取組みが確保され、上記の理由についても組織として十分な対応ができる場合は、一括して申請することも可能です。

Q. 大学等の各学部・学科・研究室等からそれぞれ申請することは可能でしょうか。

本制度では、同じ組織であっても、事業所ごとに取組みを見える化するとともに、登録後、市から配信する情報や連絡を、事業所等が確実に受け取れる体制を構築するため、それぞれの事業所等ごとの申請を推奨しています。

ただし、全ての事業所等において統一的な取組みが確保され、上記の理由についても組織として十分な対応ができる場合は、一括して申請することも可能です。

Q. 市外に本社があり、市内に支店・営業所・工場等がある場合、本社で申請できますか。

各務原市内に事業所等を置く企業、団体等を対象としているため、市外にある本社、本部等からの申請はできません。市内にある支店等からの申請は可能です。

Q. 市内に支店・営業所・工場等を有していませんが、市内企業、団体等との取引がある場合や、短期のうちに市内に事業所を設立する予定がある場合、申請できますか。

申請時点で市内に事業所等がない場合は、申請できません。

Q. 自社のホームページにSDGsの記載がなくてもいいですか。

本制度は、SDGsの普及啓発を目的としているため、登録企業、団体等のホームページには、SDGsの17のゴールアイコンやSDGsを推進している旨の記載をお願いします。

なお、申請時点でその掲載がない場合であっても、パートナー登録の申請は可能ですが、市ウェブサイトから企業、団体等へのリンク設定は、企業、団体等のページにSDGsのゴールのアイコン等が掲載されてからとなります。

Q. 市から交付された登録証は、社内で掲示したり、自社のホームページで公開したりしてもいいですか。

SDGsの取組みの輪を市内全域に拡大していくため、積極的に、受付等の目立つ場所での掲示や、企業、団体等のホームページ等で公開してください。

ただし、登録証の加工等を行わないでください。

Q. 申請は本社で行うのですが、複数営業所を有しているため登録証を営業所の数だけもらうことはできますか。

登録証は、1申請者あたり1枚とさせていただきます。必要に応じて各登録者においてカラーコピー等の対応をお願いいたします。

Q. 登録証や市オリジナルロゴマークは、他者へ譲渡又は販売してもよいですか。

登録証、市オリジナルロゴマークのいずれも、他者に譲渡、販売等はできません。

Q. 登録証の再発行はできますか。

再発行はできません。ただし、毀損等した場合はご相談ください。

Q. パートナーに登録されていませんが、市オリジナルロゴマークを使用することはできますか。

パートナーに登録されていない企業、団体等は使用できません。

なお、国連が定めるカラーホイールを含むSDGsロゴと17のSDGsアイコンについては、国際連合広報センターに掲載されている「カラーホイールを含むSDGsロゴと17のSDGsアイコン・使用ガイドライン」に従って使用することができます。

Q. 申請に必要な書類は何ですか。

パートナーの登録申請には、申請書（様式第1号）及び宣誓書（様式第2号）の提出が必要です。

様式については、市ウェブサイトに掲載しています。

Q. 申請書等はどのように提出すればいいのですか。

申請書等は必要事項を漏れなく記入の上、直接持参、郵送、メールのいずれかにて、各務原市企画総務部企画政策課までご提出ください。

○ 直接持参、郵送の場合

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市役所 企画総務部 企画政策課 宛

○ メールの場合

kikaku8@city.kakamigahara.gifu.jp

各務原市役所 企画総務部 企画政策課 SDGs担当 宛

※ メールにて提出する場合は、タイトルを「【申請】かかみがはらSDGsパートナー登録」として送付してください。

Q. 申請、登録にあたり、費用はかかりますか。

かかりません。

Q. 申請書はすべて公表されますか。

宣誓書（様式第2号）のみ、市ウェブサイトで公表します。

SDGsの取組みには、透明性と説明責任が求められている※ことから、登録内容や取組状況について、定期的に公表していくこととしています。

※ 国の持続可能な開発目標（SDGs）推進本部「SDGs実施指針」の「実施のための主要原則」を参考としています。

なお、各企業、団体等がSDGsを自分事と捉えて取組みを進めていただくためにも、自社等のホームページ等でも掲載いただくことが期待されます。

Q. 申請から登録までどれくらいかかるのですか。

登録申請書の受付後、2週間程度で登録が完了します。

登録が完了しましたら、登録申請書に記載されている担当者のメールアドレスに登録した旨連絡するとともに、申請者宛ての登録通知書を送付します。

Q. 申請内容によっては登録にならないことがありますか。

登録申請書を確認し、申請者の所在地が各務原市内となっており、様式の記載事項が漏れなく記入されていれば、原則登録となります。

なお、不備がある場合等、補正を依頼する場合はメールで担当者に連絡します。

Q. 申請書に押印は必要ですか。

押印は必要ありません。

Q. SDGsの取組内容について審査はありますか。

それぞれの企業、団体等がSDGsの達成につながると考える取組み・活動内容を「見える化」することが目的であり、記載内容によって登録の可否を判断するものではありません。企業、団体等においてできることを記入し、取組みを始めていただければ結構です。

Q. SDGsの取組内容は、ボランティア等無償の活動でなければいけませんか。

有償の活動でも構いません。また、事業活動を行う上で、再生可能エネルギーを活用する、環境にやさしい製品を販売する等、営利活動とSDGsを両立できることもあると思います。

Q. 登録を機にSDGsの取組みを実施しようと考えています（申込時点では具体的な取組はしていません）が、登録の申請は可能でしょうか。

申請時点で具体的な取組みをしている必要はありません。登録申請書には、これから取り組もうとしている内容を記載してください。

なお、SDGsは、必ず何か新しい取組みを行う必要があるというものではありません。これまで取り組んでいることであっても、SDGsの達成に寄与する取組みであるということを認識し、SDGsの達成に向けた取組みとして位置付けることができます。

Q. 実施するSDGsの取組みが申請後に変更になったり、追加したりしたい場合はどうしたらいいですか。

登録申請書には、申請の時点で実施もしくは予定されているSDGsの「取組み・活動内容」を記載していただければ結構です。取組内容の変更について、その都度ご報告いただく必要はございませんが、毎年1回の活動状況の報告の機会に、変更や追加をしてください。

Q. 取組内容は、定性的・定量的な成果を求めますか。

市では、SDGsの取組みのすべてが定性的・定量的な成果につながるとは考えていないことや、結果を出すことを前提とした取組みになってしまつては、本制度の趣旨に添わないと考えています。規模や業種が異なる企業や団体が、それぞれ主体的に取組みを行っていただくことこそが非常に大切であると考えています。

Q. 取組内容に目標値を設定した場合、それをクリアできなければ、更新時に何か不利がありますか。

目標値はあくまでも取組みの進捗状況を自己評価するために設定されるものであるため、その達成状況によって、市が更新の可否を判断するものではありません。

Q. 他のパートナーとの連携を希望するとした場合、何かメリットがあるのでしょうか。

今後、パートナー同士のマッチング機会等を設けることを検討しております。施策の検討に当たり、皆様のご意見をお聞かせいただきたいので、積極的にご記載ください。

Q. 登録を辞退した場合、登録証、オリジナルロゴデータは返却が必要ですか。

登録証は返却が必要となります。ただし、返却が難しい場合は、ご相談ください。

Q. 企業、団体等が解散となった場合は、どうすれば良いですか。

登録した企業、団体等が解散となった場合は、登録の取消しが必要となりますので、その旨をお知らせください。

また、登録証の返却が必要となります。ただし、返却が難しい場合は、ご相談ください。

Q. 更新の手続きは必要ですか。

登録の有効期間が満了する日の4～5ヶ月前に、本市から対象者に更新の案内を送付します。更新の際は、登録申請時と同様の書類を提出いただく予定ですが、様式等が変更になる可能性がありますので、市ウェブサイトにて最新の情報を確認の上、更新申請をお願いします。